

金融犯罪の番犬「BANK-KEN」の
金融犯罪にご用心!



本日6月21日(土)、 「振り込め詐欺救済法」が 施行されました。

振り込め詐欺等の犯罪被害金を、被害に遭われた方にお支払いするための法律ができました。
お心あたりのある方は、振込先の金融機関にご連絡ください。

振り込め詐欺等の 犯罪被害金支払の概要

🐾 法律の概要

「振り込め詐欺救済法」は、振り込め詐欺等の犯罪により、金融機関の犯罪利用口座に振り込まれ、滞留している犯罪被害金を、被害に遭われた方に支払う手続等を定めた法律です。

🐾 対象となる犯罪利用口座について

本法令の対象となる振り込め詐欺等の振込先になった預金口座は 預金保険機構のホームページ <http://www.dic.go.jp> で順次公告されます。預金残高を含めた口座情報をご確認ください。

🐾 支払額について

支払額は、口座残高や被害に遭われた方の人数等に応じて変わります。犯罪利用口座に滞留している残高が被害金の総額より少ない場合には、金融機関は口座残高を超えて被害金の支払を行うものではありません。

🐾 被害金の支払手続について

犯罪利用口座に関する口座名義人の権利を失わせる手続(60日以上)が行われた後、被害者からの被害金支払の申し出期間(30日以上)が設けられます。

🐾 被害金支払のお申し出について

お振込先の金融機関へ、「申請書」「本人確認書類」「振り込みの事実を確認できる資料」をお持ちください。具体的な手続は、お振込先の金融機関へお問い合わせください。

「振り込め詐欺」について詳しくは、「金融犯罪にご用心」<http://www.zenginkyo.or.jp/topic/hanzai/> をご覧ください。

全国銀行協会

